第二十一条第一項の表改正前厚年令第三条の七の項の次に次のように加える。

改正前厚年令第三条の七ただし書	その全額	障害を支給事由とする給付であつてその全額
	給付を	ものを

第二十一条第一項の表改正前厚年令第三条の十の十第三号の項の次に次のように加える。

改正前厚年令第三条の十の十第四号	廃止前農林共済法第三十七条第三項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた廃止前農林共済法第三十七条第二項及び第三項

第二十一条第一項の表改正前厚年令第三条の十二第三号の項の次に次のように加える。

改正前厚年令第八条の二の六	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する政令（平成十四年政令第四十四号。以下「平成十四年経過措置政令」という。）	平成十四年経過措置政令

第二十一条第二項第四号を次のように改める。

四　厚生年金保険法施行令第三条の五、第三条の十二の二、第三条の十二の三、第三条の十二の九及び第八条の二の六並びに改正後厚年令第三条、第三条の三から第三条の四の二まで、第三条の六、第三条の二、第六条の五、第七条及び第八条の二

第三十五条第四項中「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「において「基本月額」という。）」とあるのは「厚生年金保険法」を「」とあるのは「厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額又は同法附則第十一条の二の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額（以下この項」と、「額と同法」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条の規定を適用した場合における同条第一項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）」を「基本月額」に、「額」と、」を「額との」と、」に改める。

第三十七条第二項中「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「において「基本月額」という。）」とあるのは「額と改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第四項各号」を「」とあるのは「厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項の規定による基本月額（以下この項」と、「額が、当該」とあるのは「額と同条第四項各号」に、「改正後厚生年金保険法附則第十三条の六第一項の規定を適用した場合における同項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）」を「基本月額」に、「額と、」を「額との」と、」に改める。

第三十八条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、「附則第九十条の規定による改正後の」を削り、「同法」を「附則第九十条の規定による改正後の同法」に改め、同条第二項中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「つき改正後平成六年改正法」を「つき国民年金法等の一部を改正する法律」に改め、同条第三項中「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法」を「」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十一条（改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）の規定を適用した場合における同法附則第二十一条第一項の規定による基本月額（以下この項」と、「額が、当該」に改め、「（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）」を削り、「改正後平成六年改正法附則第二十一条（改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定による基本月額（以下この項において「基本月額」という。）」を「基本月額」に、「額」と」を「額との」と、」に改め、同条第四項中「額が、総報酬月額相当額と改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「あるのは「額」を「あるのは「改正後平成六年改正法（附則第九十条の規定による改正後の国民年金法等の一部を改正する法律をいう。以下この項において同じ。）附則第二十四条第四項及び第五項の規定を適用した場合における基本月額（同条第四項の規定により同項に規定する当該老齢厚生年金に係る報酬比例部分等の額につき適用する場合における同法附則第二十一条第一項（改正後平成六年改正法附則第二十一条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の項までの規定中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項」を「厚生年金保険法附則第十一条の三第一項」に改める。

第三十九条第二項中「改正後平成六年改正法」を「平成六年改正法」に改める。

第五十一条第一項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条、改正後厚生年金保険法附則第十一条の二、第十一条の三並びに第十一条の四第二項及び第三項並びに厚生年金保険法附則第十一条の六」を「厚生年金保険法附則第十一条、厚生年金保険法附則第十一条の二、第十一条の三及び第十一条の六並びに改正後厚生年金保険法附則第十一条の四第二項及び第三項」に改め、同項の表平成二十四年一元化法附則第十五条第一項の規定により読み替えられた改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項の項から改正後厚生年金保険法附則第十一条の三第一項の項までの規定中「改正後厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第四項中「改正後厚生年金保険法附則第十一条第一項」に、「改正後厚生年金保険法附則第十一条の二第一項」を「厚生年金保険法附則第十一条の三第一項」に改める。

第五十三条第一項中「改正後厚生年金保険法」を「同法」に改める。

第五十五条の見出し中「改正後平成六年改正法」を「平成六年改正法等」に改め、同条第一項中「、改正後平成六年改正法」を「、平成六年改正法」に、「含む。）、第二十四条第四項」を「含む。）並びに改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項」に、「改正後平成六年改正法の」を「法律の」に改め、同項の表附則第二十一条第一項（改正後平成六年改正法附則第二十二条において準用する場合を含む。）の項中「附則第二十一条第一項」を「平成六年改正法附則第二十一条第一項」に改め、同表附則第二十四条第四項の項中「附則第二十四条第四項」を「改正後平成六年改正法附則第二十四条第四項」に改め、同表附則第二十六条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）の項中「附則第二十六条第一項」を「改正後平成六年改正法附則第二十六条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の項中「附則第二十六条第三項」に改める。